

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (加註日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
フィリピン	ベンサモロ地域社会経済インフラ緊急整備計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	ベンサモロ地域社会経済インフラ緊急整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,800,000 千円 2021.3.31 まで	2019.2.21 大阪で (同日)	日本側 羽田浩二在フィリピン大使 フィリピン側 ホセ・カステイリヨ・ラウレル五世 駐日大使	2019.3.5 55号
フィリピン	フィリピン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	1,200,000 千円 -----	2019.2.21 大阪で (同日)	日本側 羽田浩二在フィリピン大使 フィリピン側 ホセ・カステイリヨ・ラウレル五世 駐日大使	2019.3.5 56号
フィリピン	フィリピン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	560,000 千円 -----	2019.2.21 大阪で (同日)	日本側 羽田浩二在フィリピン大使 フィリピン側 ホセ・カステイリヨ・ラウレル五世 駐日大使	2019.3.5 57号
フィリピン	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	328,000 千円 2027.12.31 まで	2019.5.16 マニラで (同日)	日本側 羽田浩二在フィリピン大使 フィリピン側 テオドロ・L・ロクセン・Jr 外務大臣	2019.5.28 23号
フィリピン	マトロセゾ水道区汚泥管理計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	マトロセゾ水道区汚泥管理計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,052,000 千円 2016.12.31 まで	2019.7.23 マニラで (同日)	日本側 羽田浩二在フィリピン大使 フィリピン側 テオドロ・L・ロクセン・Jr 外務大臣	2019.8.2 109号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、〇年△月□日を〇.△.□と記している。
(注3) 日付については、〇年△月□日を〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。